

きょうだい児の上限額管理に関する請求について

きょうだい児で共通の上限額管理事業所が設定されている場合、きょうだいの利用の合計額で、上限額管理を行います。具体的な例は以下のパターンを参照してください。

上限額管理加算が算定できるのは、受給者証に印字されている1事業所となり、加算対象の障害児は特記事項欄に記載されている者となります。兄と妹それぞれが請求できるものではありません。また、自動的に適用されるものではなく、「上限額管理（きょうだい児）」と受給者証に印字されている必要があります。

必ず「上限額管理（きょうだい児）」と印字された受給者証を確認した上で、請求してください。従来と異なり、「利用者負担額①」を修正する必要がある場合がありますので、下記例示パターンを参考に、請求をお願いします。

また、兄と妹が同一の事業所に通っている場合、複数の事業所にまたがらないため上限額管理加算は算定できませんが、利用者の申し出があった場合、きょうだい児の上限額管理をお願いします。（この場合も、区役所への申請は必要です。）

○下記例示パターン共通の前提

- ・兄と妹がそれぞれ障害児通所支援の決定を受けている。
- ・A事業所が上限額管理を行う。
- ・上限額管理加算対象児童は、兄である。
- ・利用者負担上限月額は、4,600円である。

パターン1

兄の利用分で、利用者負担額が上限に達した場合

（※きょうだいで複数事業所を利用 管理結果「1：管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。」）

		兄	妹	
A 事業所 請求方法	入力 内容	上限額管理	該当	非該当
		管理結果	1	入力不要
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	0円
		上限額管理加算の請求	可	不可
	金額	給付費総額	100,000円	100,000円
		利用者から徴収する金額	4,600円	0円
B 事業所 請求方法	入力 内容	上限額管理	該当	非該当
		管理結果	1	入力不要
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	0円
		上限額管理加算の請求	不可	不可
	金額	給付費総額	100,000円	100,000円
		利用者から徴収する金額	0円	0円

パターン2

兄の利用者負担額のみでは上限月額に達せず、妹の利用者負担額も発生する場合

(※きょうだいで複数事業所を利用 管理結果「2：利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務を行わない。」)

			兄	妹
A 事業所 請求方法	入力 内容	上限額管理	該当	利用なし
		管理結果	2	
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	
		上限額管理加算の請求	可	
	金 額	給付費総額	30,000 円	
		利用者から徴収する金額	3,000 円	
B 事業所 請求方法	入力 内容	上限額管理	利用なし	非該当
		管理結果		入力不要
		利用者負担額①に入力する金額		1,000 円
		上限額管理加算の請求		不可
	金 額	給付費総額		10,000 円
		利用者から徴収する金額		1,000 円

パターン3

兄の利用者負担額のみでは上限月額に達せず、妹の利用者負担額も発生する場合

(※きょうだいで複数事業所を利用 管理結果「3：利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、調整事務を行う。」)

			兄	妹
A 事業所 請求方法	入力 内容	上限額管理	該当	利用なし
		管理結果	3	
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	
		上限額管理加算の請求	可	
	金 額	給付費総額	30,000 円	
		利用者から徴収する金額	3,000 円	
B 事業所 請求方法	入力 内容	上限額管理	利用なし	非該当
		管理結果		入力不要
		利用者負担額①に入力する金額		1,600 円
		上限額管理加算の請求		不可
	金 額	給付費総額		30,000 円
		利用者から徴収する金額		1,600 円

※きょうだいが、同一の1事業所しか使っていない場合

			兄	妹
A 事業所 請求方法	入 力 内 容	上限額管理	該当	非該当
		管理結果	1～3※	入力不要
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	0円
		上限額管理加算の請求	不可	不可
	金 額	給付費総額	100,000円	100,000円
		利用者から徴収する金額	4,600円	0円

※管理結果については、請求状況に応じて以下のいずれかを選択してください。

- 1：管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2：利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務を行わない。
- 3：利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、調整事務を行う。